

第6回統計委員会・第8回基本計画部会 議事録

1 日 時 平成20年2月18日(月)15:00~17:20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

3 出 席 者

【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、大沢委員、佐々木委員、出口委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、貝沼総務省政策統括官(統計基準担当)、犬伏総務省統計審査官、會田総務省統計審査官

4 議事次第(1)専門委員の発令等について

(2)総務大臣からの諮問第6号「平成20年に実施される社会教育調査の計画について」

(3)総務大臣からの諮問第7号「特定サービス産業実態調査の改正について」

(4)部会の審議状況について

(5)諸外国における主要な統計について

(6)その他

5 議 事 録

竹内委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第6回統計委員会・第8回基本計画部会を合同会議という形で開催させていただきます。

本日は、井伊委員及び野村委員が所用のため御欠席です。それから、吉川委員長代理は

所用のため 30 分程度遅れるという御連絡がありました。

まず、議事に入る前に本日用意されている資料につきまして事務局から簡単に紹介をお願いします。

内閣府統計委員会担当室長 統計委員会第 6 回議事次第の下に配付資料と書いてありますので、それをご覧ください。

資料 1 の「統計委員会専門委員名簿」から資料 7 の「諸外国における重要な統計の指定の状況」まで、7 種類の資料があります。それに加えて、参考 1 から参考 4 まで 4 種類の参考資料を配付させていただいております。御確認をお願いいたします。

竹内委員長 それでは、議事に入ります。

まず統計委員会の専門委員の発令でございますけれども、本日諮問される社会教育調査の審議に参加していただくためにお手元の資料 1 にありますような方々が 2 月 18 日付で発令されております。また、部会に属する専門委員については資料 2 のとおりとします。これは、今の方々が所属される部会ということであります。

併せて御紹介いたしますけれども、前回決定しました基本計画部会のそれぞれのワーキンググループに所属される方々の名簿が資料 3 に第 1 から第 4 までありますのでご覧ください。二重丸が付いている方が座長です。

なお、本日諮問される特定サービス産業実態調査の審議に参加していただく専門委員につきましては、前回、御紹介いたしましたもので変更はございません。

そこで、議題に入ります。最初の議題は、社会教育調査に関わる諮問についてでありまして、総務省から御説明いただきます。

會田総務省統計審査官 それでは、平成 20 年に実施される社会教育調査の計画について簡単に説明させていただきます。資料 4 をご覧いただきたいと思います。

資料 4 の表紙に総務大臣からの諮問の公文書、説明用のポンチ絵が 2 枚、諮問の概要、調査の要綱、その後に調査票が一応付いてございます。頭から 2 枚目の A 4 横のポンチ絵と、その次の A 4 縦の資料で説明させていただきたいと思います。

まず A 4 横の資料をご覧いただきたいと思います。「施設・事業からみた生涯学習における社会教育の位置付け」となっておりますが、生涯学習というものを全体で広くとらえたとき、その中に一番大きな分野として学校教育というものがございます。そのほかに社会教育、いわゆる公民館で行われている学級であるとか、講座であるとか、そのほかいろいろな施設も含めまして、そういったものを広くとらえるのが社会教育という観点になるかと思えます。そのほかに、今回調査には入っておりませんが、児童館であるとか、勤労青少年ホームといったところで行われているもの、それから民間の事業団体で行われているもの、そういったものがあるかと思えます。

この中で、現行の統計調査ではどのようにカバーしているかといいますと、学校教育につきましては学校基本調査という指定統計調査でかなり詳細に調べている部分がございます。そのほかに、今回諮問させていただいております社会教育調査ということで、地方公

共同体の首長部局で行っております社会教育を把握する。それから、公民館、図書館、博物館、女性教育施設といった施設で行われている教育というものを把握する。こちらの調査を合わせまして施設の状況というものの調査をしております。

このほかに文部科学省の方では左下に書いておりますように体育・スポーツ施設の現況調査という承認統計調査がございまして、学校の体育施設であるとか、ここに書いてあります社会教育施設に附帯している施設であるとか、そういったところを広くとらえるという調査がございまして。

そのほかに右の下になりますが、民間の学習塾とか、そういったところにつきましてはその活動をとらえている調査はございませんが、特定サービス産業実態調査とか、そういったもので活動状況をとらえているというような位置付けになってございます。

1枚めくっていただきまして、次に今回諮問させていただきます社会教育調査の改正内容というところでございます。この調査は3年に1回ずつ、3年周期で行われている調査でございます。対象としている施設等はかなり広うございますので中身の調査票ですが、平成17年のときには7種類の調査票でそれぞれの施設のタイプごとに調査をしております。それから、平成17年には別途、承認統計調査で生涯学習・社会教育施設調査ということで、指定統計調査である社会教育調査から外れている部分について別途承認統計調査で調べたという状況でございました。

今回、この調査の改正で承認統計調査を統合いたしまして、施設の種類別に9つの調査票でこれらを把握するというようにしてございます。

今回は、20年調査の一番下に9番で生涯学習推進センター調査とございます。生涯学習推進センターというのはいろいろな地方公共団体に置かれておりますけれども、今回これについても追加して把握をするという形で調査を少し拡大してございます。

2番目の「調査事項等の改正」というところでございますが、1番では3つの点で調査事項を拡張してございます。

1つは施設等の耐震化とか、そういった観点からの構造別の状況を把握するという項目を追加しております。

もう一つは、これらの施設において公民館や生涯学習推進センターなどで提供する学級とか講座というものの区分です。従来6区分で把握してございました。例えば教養の向上であるとか、体育・レクリエーションであるとか、そういったある意味で大分類的なところで把握してございましたが、今回これを80分類に詳細に把握することとしております。教養の向上ということで、従来、ひとくくりで調べていたものについて、例えば、中身が外国語であるとか文学であるとか、そういったふうに詳細に把握することに変更してございます。

(3)では、ボランティア活動の振興のためにボランティア活動の状況を把握するというので、公民館等に登録されているボランティア団体であるとか、どのような活動をしているとか、研修等を行っているとか、そういったところを調査事項として追加して

ございます。

それから、2番目で政府統計共同利用システムの最適化計画に従いましてオンライン調査、従来から電子媒体での提出はされておりましたけれども、今回はオンライン調査の導入も行うということがございます。

3番目に「集計事項の変更」ということで、この調査の結果は市町村別に、例えば公民館が幾つあるとか、博物館が幾つあるとか、ある意味で文化の指標というところで使われていることもございますので、市町村別の集計結果を今回拡張して行う予定にさせていただきます。

以上、簡単でございますが、改正計画の概要でございます。

竹内委員長 人口・社会統計部会に付議して同部会で審議していただくこととなりますが、最初に何か確かめておきたいとか、御質問あるいはこういうことを注意して議論してほしいというような御意見などがございましたらお願いしたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

これは前からある調査ですけれども、何となく箱物を調べているという感じがあって、その中で行われているアクティビティよりも、どういう建物があって、どういう施設があるということの方に主眼があるような感じで、もう少し実態を調べた方がいいのではないかという感じがすることもありました。今回は中身も確かに入っているんですが、それで果たして十分なのかどうかについてはいささか気になる場所もありますので、その辺はいろいろ御審議をいただきたいと思います。

もし特段の御意見、御質問がなければ、この件は人口・社会統計部会で御審議いただいて、その結果についてまた報告をいただくことにしたいと思います。では、阿藤部会長の方でよろしく願いいたします。

続きまして、特定サービス産業実態調査に関わる諮問について総務省から御説明をいただきます。

犬伏総務省統計審査官 それでは、資料5に基づきまして経済産業省の特定サービス産業実態調査の改正計画の諮問について御説明させていただきたいと思います。

資料としましては、諮問の1枚紙と、諮問の概要、簡単なポンチ絵が2枚紙、調査要綱、それから席上配付でございますが、特定サービス産業実態調査の調査票を配付させていただいております。

それでは、調査の概要につきまして2枚のグリーンの色刷りの「特定サービス産業実態調査の概要」についてまず御説明させていただきたいと思います。

御承知のとおり、特定サービス産業実態調査は経済産業省の調査でございますが、本調査につきましては我が国のサービス産業の実態を明らかにして、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として昭和48年から毎年実施しているものでございます。昭和48年には物品賃貸業、それから情報サービス業等5業種について調査を行っておりまして、現在、19年調査では3けたの小分類ベースで11業種まで拡大して実施してきてお

ります。

今回の諮問の趣旨、計画の変更の趣旨でございますが、18年7月に経済成長戦略大綱が定められまして、この中でサービス産業を幅広くとらえた構造統計を整備するということがうたわれたということを踏まえながら、経済産業省のアプローチとして業種拡大を図りたいというものでございます。

調査の概要を見ていただければと思います。本調査は、毎年11月1日現在で実施しております。年間の例えば売上高等、年間のデータにつきましては原則前年の11月1日から本年10月31日までの1年間のデータを把握するという形でございます。

調査対象業種でございますが、ここに書いてございますように今回調査では、ソフトウェア業等全21業種を予定しております。このうち、19年調査からの継続が11業種ございます。これは2枚紙の「諮問の概要」というペーパーを見ていただければと思いますが、この中で3の「改正内容」の(1)の下の注でございまして、この中でソフトウェア業を含め、11業種について個別に記載してございます。

それから、今回の追加対象業種は、「音声情報制作業」、「新聞業」など、トータル10業種でございますが、これにつきましても同じように3の(1)の真ん中辺で「インターネット附随サービス業」等々、トータル10業種について記述してございます。

「調査対象」でございますが、約11万4,000事業所、それと1万2,000企業、原則事業所単位でこの調査はやってございますが、ここに書いてございますように映像情報製作・配給業等6業種につきまして企業単位で調査を予定しています。これは経理項目等がございまして、そういったものについては本社が把握しているということで企業単位にしてございます。

調査の「抽出方法」でございます。これにつきましては、各業種とも全数で予定しております。

「調査票の種類」ですが、サービス業でございますので個別の業種ごとに業態がかなり異なるということで、トータル16種類。21業種でございますが、16種類になっていますのは、例えば今回で言えば機械修理業と電気機械器具修理業という2つのものを1つの調査票で、19年調査でございますと物品賃貸業の関係でありますと各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、こういったものについては一つの調査票でまとめているということで、トータル16種類でございます。

それから、「調査の流れ」でございます。19年から継続して実施します11業種につきましては、原則都道府県の統計主管課を経由して調査員調査を予定してございます。これが約7万6,000事業所程度でございます。

ただ、一部郵送調査を予定しています。これは、郡部に事業所があるような場合に調査員調査では非効率ということで、そういったものについては都道府県統計主管課から各事業所・企業に郵送調査で実施するというものでございます。

それから、でございます。今回の追加調査業種10業種につきましては郵送調査という

ことで、経済産業本省から各事業所・企業に調査を郵送で行うというものでございます。

でございますが、全 21 業種のうち本社一括企業調査ということで、希望を取りながら一部の企業等につきましては、経済産業本省から本社一括調査ということで調査を行っております。

この中で下の注にございますけれども、
、
に書いてございますように、2つの郵送調査につきましては民間事業者を活用することを今回考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、「結果の公表」の関係でございます。

主な集計事項としては、調査対象業種ごとに従業者数であるとか年間売上高、それから年間営業費用といったものです。

集計地域ですが、全国はもちろんでございますが、都道府県、政令指定都市まで結果表章してございます。

公表の時期でございますが、調査実施後9か月以内に速報、1年以内に確報を予定しております。

それから、この調査がどういうところに使われるかという「結果の利用」のところでございますが、まず何と言いましてもサービス産業の振興施策の企画・立案のための基礎資料ということで、特に近年の例でいきますと昨年の6月に産業活力再生特別措置法が改正されまして、この中でサービス業の生産性の向上の支援、国による支援ということが強くうたわれております。これに伴いまして、経済産業大臣が我が国産業の再生に関する基本方針を定める。また、各種主務大臣が事業分野別に指針を策定し、サービス業の各事業所・企業についての育成を図るということが決められてございます。こういった指針なりを作成する基礎資料として本データを活用したいというものでございます。それから、同様に事業者数等のデータにつきましては雇用政策等にも活用するところです。

それから、GDP統計とか産業連関表の作成のための基礎資料ともなっておりますが、GDP統計でございますら例えば商品別出荷額推計はコモ法等で行っておりますが、ソフトウェア業等の売上高はこの特サビ実態のデータを使っている。IOにつきましても、生産額推計とか投入額推計につきまして、この特定サービス産業実態調査のデータが使われているというような状況でございます。

それでは、諮問の概要に基づきまして今回の改正計画について御説明させていただきたいと思っております。3の「改正内容」の「(1) 調査対象業種の追加」です。これは先ほど申し上げましたように、ここの真ん中辺にありますように「インターネット附随サービス業」等、計10業種を今回追加するというものでございます。

それから、「(2) 調査における民間事業者の活用」です。これも先ほど申し上げましたが、郵送調査におきまして配布、収集について民間事業者を活用する。なお、調査票の審査等については経済産業本省で行う予定にしております。

それから、「調査事項の変更」でございますが、全21業種につきまして以下のような改正を予定しております。

2 ページ目でございますが、1 つは情報化投資の実態を明らかにするということで、年間営業費用のうち「情報通信機器」の賃貸料を把握する。それから、営業用固定資産取得額の関係におきまして、やはり「情報通信機器」の取得額を把握するというような改正でございます。

「イ」でございますが、コンテンツ産業につきましては、商標権とか特許権といった無形固定資産の実態を明らかにする必要がございますので、営業用固定資産取得額の内訳として「無形固定資産」を把握するということを予定しております。

それから、パート・アルバイト数の関係でございますが、労働生産性の正確な把握のために従来からパート・アルバイトの人数を把握していたわけでございますが、今回は就業時間換算で人数を記入するということに変更を予定しております。

それからもう一点、「エ」でございますが、別経営の事業所からの派遣従業者数ということで、本業種につきましては外部への依存性が高いということでございますので、別経営の事業所から派遣されている人数をとらえるということで、これは21 業種全部通じてこういう形でとらえるというものでございます。

以上が、本特定サービス産業実態調査の20 年計画の概要でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

竹内委員長 ただいまの御説明に対して、何か御意見あるいは御質問はございますか。

内閣府経済社会総合研究所 今回の改正点の中で、無形固定資産の取得額を把握されるのは非常にいいことだと思うのですが、この内訳というか、かなり詳しくは難しいと思いますが、もう少し詳細も把握できないか。コンピュータソフトも入るでしょうし、ここにあるように商標権とか特許権みたいなものも入るでしょう。今度SNAのリビジョン1の改定でいろいろと無形固定資産として入ってくる部分があるのですが、それで将来このデータを使う可能性は十分あると思うのです。そういう観点から見たときに、ここはもう少し詳細にならないのか。是非御検討いただければと思います。

竹内委員長 何かございますか。

大伏総務省統計審査官 現在の改正計画では、御指摘のように無形固定資産は1 本でとらえるという形になってございますので、その辺はまた部会等で御議論いただきながら検討させていただければと思います。

竹内委員長 何かほかに御意見、御質問はございますか。

少し私から伺いたいのですが、特定サービス産業実態調査というのは文字通り特定産業ということで、特に初期は非常に産業の数が少なくて、いわばサービス産業の中からその当時の通商産業省として政策的に特に関心のあるものを幾つか拾い出してそれを調査の対象にするということであったので、必ずしもサービス産業に対するカバレッジは大きくなかったと思うのです。今は業種が大分増えてきたのでサービス産業の中でのウェートもかなり上がっていると思うのですが、一体どれぐらいのウェートでしょうか。事業者数とか、事業所の数とか、あるいは従業者数とか、ごく大ざっぱなことでもいいのですけれども、

大体的見当はつきますか。

犬伏総務省統計審査官 事業者数ではわからないのですが、業種で考えれば総務省統計局が平成元年からサービス業基本調査をやってございます。その数がトータル 140 業種くらいでございます。そのうち今回が 21 業種ということでございます。

竹内委員長 総務省の方で事業所はどのくらいの数かわかりますか。

総務省 すみません。今、データを持ってございません。

竹内委員長 つまり、そのことで少し気になるのは、サービス産業の「結果の利用」というところがありまして、「サービス産業の振興施策の企画・立案のための基礎資料」、これはサービス産業の中でも特に振興施策の対象になる産業について調べるということはそれではよろしいと思うのですけれども、例えばサービス産業というものは雇用施策とか、あるいはGDP統計や産業関連表作成のための基礎資料となると、サービス産業の中のウェートが少ない部分だけで詳しく調べても、それは十分な資料にならないのではないかという危惧の念を感じるわけで、将来、本当にサービス産業全体をカバーする統計体系がどうあるべきかということ考えたときに、この特定サービス産業実態調査というものがどのような位置付けになるのかということについて、私としてもはっきりつかみにくいところがあるものですから、その辺をどう評価されるのかということについてははっきりさせていただきたいと思っております。

ついでに申し上げれば、もし全体の状況を示すとしたら、今、11万4,000事業所を対象にしてそれを全数調査でやるという話になっているのですが、もしそれだけのことをやるのだったら、例えば、その一部は標本に切り換えて、その代わりもう少し広げてサービス産業全体をなるべくカバーするようにした方がいいのではないかという考え方も成立すると思うのです。そういう意味で、少し部会の方でこの統計の全体、統計体系の中の位置付けということも考慮に入れて御審議いただきたいと思います。

これは産業統計部会に御審議をいただくことになるわけですが、舟岡部会長の方から何か御意見はございませんか。

舟岡委員 私も同感でありまして、産業統計部会では特定サービス産業実態調査の役割及びサービス業に係る統計全体の中での位置付けに焦点を当てて審議することを予定しています。

竹内委員長 それについては、将来の体系も考慮に入れてということですね。

何かほかに御意見あるいは御質問でも結構ですが、ありませんか。

出口委員 これも本来は部会で議論すべきことだと思うのですけれども、サービス産業の場合、例えばソフトウェアの場合は内作というか、内部でつくっている部分の問題があって、産業構造が変わるというか、広告とか印刷とかいろいろなサービスで、内部でつくって自己消費していた部分がモジュール化すると、外側に出ていってGDPで換算されるという構造があります。

ですから、従業員が内作部分に費やしている時間換算でもいいですし、なるべく調査は

できた方がよろしいと思うので、その辺りも少し系統的に御議論いただければと思います。

竹内委員長 何かほかに御意見あるいは御質問はございませんでしょうか。

もう一つ伺いますけれども、この調査は経済センサスが行われる年はどうなるのですか。

犬伏総務省統計審査官 今のところ 20 年、21 年とやりまして、23 年には一応、経済センサスの中に、特定サービス産業実態調査も吸収されて、その中で調査されるということを用意しております。

竹内委員長 そうすると、経済センサスの年には工業統計調査とか商業統計調査とか、そういうものは吸収され、特定サービス産業も吸収される。そうすると、特定サービス産業の対象にならない、経済センサスで拾われていないサービス産業はあるわけですね。

犬伏総務省統計審査官 基本的にはすべて共通のものとして調査をする。その中で、少なくとも特定サービス産業実態調査でとられているデータについては経済センサスの中で把握していただきます。

竹内委員長 そうすると、経済センサスの中でもこの特定サービス産業実態調査の対象になっているような調査項目はなるべく入れるということになりますか。

犬伏総務省統計審査官 そこはこれからの検討かと思えますけれども、基本的には特定サービス産業実態調査とサービス業基本調査でとらえているデータを 23 年の経済センサスの中では把握します。

竹内委員長 美添さん、何かございますか。

美添委員 23 年の経済センサスがどうなるのか私は全く知らないもので、今の話は初耳です。この調査平成 17 年を境に大きな変化があって、委員長の御指摘のとおり今は過渡期ですから、経済センサスとサービス産業に関する包括的な調査の中で位置付けを考えるべきものだろうと思います。今回の諮問も 1 年限りの課題として出され、来年はまた新たな計画がある。過去数年間、1 年単位で新たな設計に関する議論をしてきました。あと数回それが続いて、しかるべき時期にサービス産業全体の調査という体系の中に落ち着くものと考えています。

竹内委員長 何か御質問、御意見はございますか。

廣松委員 先ほどの経済センサスとの関係ですが、23 年の経済センサスに関しましては枠組みというか、大枠はできているのですが、まだその肉付けは作業中でございまして、枠組みの中で今、審査官の方から御説明があったようなことをどうやって調査票のレベルに落とすか、具体的な形で実現していくかという点については、ワーキンググループで議論をし、それを経済センサス企画会議の方で最終的に御審議いただくという予定にしております。

竹内委員長 ほかに何か御意見はございますか。

もし御意見がこれ以上なければ、本件は産業統計部会に付議し、産業統計部会で御審議いただくこととなります。その結果についてはまた本委員会に御報告いただくことにしますので、舟岡部会長によりしくお願いいたします。

では、次の議論に入ります。次は部会の審議状況についてですが、人口・社会統計部会の審議状況につきまして阿藤部会長から御報告いただきます。

阿藤委員 資料6でございます。第5回の人口・社会統計部会でございますが、前回までは住宅・土地統計調査の審議でしたが、今回から平成20年に実施されます医療施設調査並びに患者調査の計画について諮問を受けまして、それをこの部会で議論するという事になっております。医療の分野に専門が変わりましたので、専門委員もメンバーが変わりました。廣松委員には引き続き、部会長代理をお願いいたしました。

それで、実際に調査は2本立てで、同じフレームから出てくるのですが、医療施設調査と患者調査がございますので、検討回数が短いこともあり、今回は医療施設調査について論点に沿って審議を行いました。

「概要」の(3)にまいりますが、1つは「前回統計審議会答申における「課題への対応」について」ということで、2つございまして、1つは可能な範囲でいわゆるジェンダー的視点ということで、男女別の従業者数の把握ということをご期待されるということでございます。もう一つは、経営状況を含む医療施設の全体の状況把握ということが課題として挙げられておりました。

それで、最初の男女別の従業者の把握ということでございますが、そこにさまざまな意見が出ております。医療の場合に、特に常勤換算か実人員かという問題がありまして、お医者さんが非常に短時間でいろいろな病院へ行くとか、そういうことになりますと実際の延べ人数ですね、常勤換算が非常に重要だということと同時に、実際に何人関わったかという意味での実人員も重要と。両方あれば望ましいわけではありますが、なかなか調査の設計上の問題もあり、従来、十分に対応できなかった。

今回は、医師につきまして常勤換算で、男女別を取っております。その点で前回よりは配慮しているということでございますが、実人員は、医師・歯科医師・薬剤師調査などで、それについては男女別にとらえているということで、いろいろ御意見もありましたけれども、それはそちらにお任せするというところでございます。

それから、もう一つの医療施設の経営の点でございますが、医療施設調査そのものは診療機能の把握ということがあるので、経理項目を入れると非常に答えが出なくなるとか、回収が悪くなるとか、そういう問題があって、いろいろな御意見がございましたけれども、これについてはむしろ他の標本調査で把握されている医療施設の経営に関するデータとのリンケージを考えたらどうかという御意見などがございました。

それで、結果として「イ」のところでございますが、従業者の把握については記入者負担を考慮し、医師に限って男女別の数を常勤換算により把握する内容で、おおむね妥当とされました。

それから、医療施設の経理項目については医療施設調査において把握するのではなく、他調査で把握されている情報を利用し、リンケージさせて分析を行うことを検討するという事になりまして、同時に医療施設調査と他調査とのリンケージを含めて、医療に関する

る統計の体系をどのようにするかについて基本計画部会において具体的に議論をしていくということで下駄を預けられました。結局、これは基本計画部会の第3ワーキンググループの人口・社会統計のグループにゆだねられるということをごさいます、これについてはこれから当然また議論があることであります。

それから、(4)の「医療施設調査の「調査事項」について」でございますが、特に調査項目の個々の修正については御意見がございませんで、その配置の仕方というようなことで御意見がございました。あるいは、見やすいように配慮してほしい等々の意見もございました。

それで「イ」でございますが、審議の結果、調査事項については記入者負担の軽減のための配慮が必要とされたが、内容はおおむね妥当とされました。

(5)でございますが、「「その他」について」ということで、診療報酬算定上の施設基準の取得状況等の情報の活用・整合、それから医療機能情報提供制度により提供される情報の活用という、他調査あるいは他の情報を利用することによって記入者の負担を軽減できないかということをごさいます、これらは基本的に業務記録等をどのように利用するかということをごさいます。

それで、一応業務記録等の活用は記入者の負担を軽減する上で正しい方向であるが、実現には多くの段階を経ることが必要であるということ、今後の課題とすることが適当ではないかという御意見がございまして、審議の結果、これについては現時点でのこの調査での対応は難しいため、中長期的な課題とするとともに、これもまた基本計画部会において議論されている問題であることから、同部会における審議の材料として提供することが適当であるとされまして、これはどこのワーキンググループになるか、一般論は第4ワーキンググループで扱いますが、医療という点では第3ワーキンググループで議論の素材とするということになりました。

オンライン等の点についてはもう一度、第2回目で議論がありますので、次回に報告させていただきます。以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございました。何か御質問、御意見はございますか。

舟岡委員 「医療施設にとって経営に関する情報はセンシティブな問題であり」とありますが、経営に関する情報の類は、いかなる産業の企業においてもセンシティブであることには変わりがないわけですし、医療施設だけを特別扱いにするのは適当ではないと思います。

ただし、今すぐに可能ではないということであれば、他調査の医療施設の経営に関するデータと、この医療施設調査で把握されるデータをリンケージして分析するのは適当かと思えます。2ページ目の「イ」に記されていますが、「医療施設の経理項目については、医療施設調査票において把握するのではなく、他の調査で把握されている情報を利用し、リンケージさせて分析を行うことが適当とされた。」とは、医療施設調査と、例えば医療経済実態調査の結果を個票データの段階でリンケージして、その結果を公表することを意味し

ているのでしょうか。それとも、分析したい人が勝手に分析すれば良いとしているのでしょうか。いかがですか。

阿藤委員 今回そこまで議論が煮詰まっておりませんで、「適当とされた」という表現が少し行き過ぎたかもしれません。一応、そういう接合をするよりも個人のベースで行われることが今の段階では最大限といえますか、できることであって、それ自体を系統的にリネージュしてどうこうするというのはまた別の話かと思えます。

竹内委員長 今の御説明はまだよくわかりませんが、つまり医療施設調査と医療経済実態調査とは、どの段階で誰がどうリネージュできるというお話なのでしょう。

阿藤委員 1つは、そういうことができれば望ましいという話です。

竹内委員長 つまり、研究者がそういうことに関心を持ってやろうと思うと、これはまた目的外利用でいろいろと手続きをしなければならないということもありますし、例えば統計担当部局が何らかの形で2つのデータを結び付けてその結果を公表するというような形がとれば、それはやはり望ましいと思うのですけれども、そういうことまではまだ踏み込んでいないわけですか。

阿藤委員 そうすることは、むしろ基本計画部会の方で少しシステムティックにいろいろ議論をして、どこまでそういうことができるかということ議論する。ここではあくまでもおっしゃるように個人ベースの段階の話です。

廣松委員 補足でよろしいでしょうか。

先ほど舟岡委員がおっしゃった点はまさにそのとおりなのですが、過去の経緯もあってこの医療施設調査はどちらかというと施設の調査であり名簿整備というもう一つの大きな目的も持っています。これは確かに苦しいところですが、経理項目等を入れたときに回答率が下がるという点は、名簿の整備という意味ではマイナスの効果を及ぼす。その点も少しは考慮しているということです。

それから、医療経済実態調査と医療施設調査とのリネージュの件ですが、現在でも目的外利用という形ですが、特に厚生労働省の科学研究費に基づく研究等ではそのリネージュを図って分析をしている例はございます。

竹内委員長 その分析の結果はどのような形で公表されているわけですか。

廣松委員 それは、研究論文という形で公表されています。

吉川委員長代理 医療施設に関して名簿情報を整える観点ということを指摘されたかと思うのですが、医療施設、診療所、病院についての名称、所在地等は厚生労働省が把握しているのではないのでしょうか。病院とか診療所で、もちろん特に診療所などはリアルタイムに日々変わっている可能性はありますけれども、そういう問題を少し脇に置けば、基本的には名称、所在地は把握できているのではないのでしょうか。

それよりも私が指摘したいのは、現在医療の問題への関心というのは非常に高いわけですね。ですから、幾つかの医療関係の統計というのはあるのかもしれませんが、要は基本的な事項について統計が整っているのかどうかということをやはり我々統計委員会として

一回チェックしてみて、研究者というよりはむしろ世の中と言うべきなのだろうと思いますが、世の中一般でこれだけ関心が持たれている医療の問題について、統計という観点から、あるべき情報が整備されているかどうか、また、開示されているかどうか、その点を統計委員会としてどこかで一度チェックをして、もし欠けているところがあれば整備するように我々として努力すべきということではないかと思います。

阿藤委員 それはまさに基本計画部会の第3ワーキンググループで医療、保健関係の統計を体系的に議論するということがございますので、そこで少なくともやるという予定であります。

廣松委員 一言だけですが、今、吉川委員の言われた点に関して、おっしゃるとおり名称、所在等の結果は届出であり動態調査によって毎月更新しています。ただ、医療施設の特有の問題というか、そこに働いている医師とか看護師の数などに関しては、やはり調査を行わないと把握できない。それが、この医療施設調査の基本的な目的ということになっております。

それからもう一つ補足いたしますと、確かに今、医療従事者のことが大変注目を集めているわけですが、部会の席でも指摘がございましたが、やはり機器の取得とか、その減価償却とかも大変重要な問題であると思います。最新の機械をどういう形で備えているのか、それらがどういう形で使われているのか等の情報です。

ただ、残念ながらその面に関してはこの医療施設調査の中ではカバーしきれていないという点は指摘せざるを得ないと思います。

吉川委員長代理 私が先ほど前半部分に発言した趣旨は、この医療施設調査の意義についてクエスチョンしたのではなくて、廣松先生の方から、この調査の中にある種の調査項目を加える。例えば経理情報とか、回収率等が下がって名簿整備という目的からすると問題があるかもしれないというようなことをおっしゃったのかと私は理解して、名簿ということであればもともと医療施設については、名称、所在地は厚生労働省が把握していて、その情報自体は整備されているであろうから、この調査にある種の調査項目を加えて、それで仮に回収率が下がっても、名簿情報を整えるという観点から問題を引き起こすということは別にはないのではないかと、名簿はそもそもあるのではないかと、それが私が前半部分で申し上げたことで、この調査の意義自体はもとより何もクエスチョンしているものではないかと、でございます。

竹内委員長 私から伺いたいのですが、人員を把握することについて、現在の特に病院における医師の不足とか、あるいは過剰労働の問題などについて、いろいろ必要ではないかという議論がここで出ていたようで、私もそれは非常に重要なポイントだと思うのですが、その点については結局、議論はどのような形になったのですか。

阿藤委員 医師については診療科目別に常勤換算して人員を把握するというので、前回に比べてかなり細かくそういう情報を取り、また男性・女性の区別をつけるということで、前回よりは大幅詳しくなっていると思います。

竹内委員長 私は調整の中身を一度は見せていただいたのですが、どれだけ医師がいるかということはそれでいいのですけれども、同時にそれはどれだけそれに対する負担があるか。つまり、診療した人数とか、入院している患者の数とか、各科ごとの比例でいろいろ決まることもありますね。そういうことはわかるのでしたか。

阿藤委員 当然、患者数で、外来患者延べ数、在院患者数も同時に科目別に調べます。

竹内委員長 そうすると、割り算をすれば1人当たりの患者数というもののはわかるわけですね。それは是非、集計表の中にうまく出してもらいたいですね。

というのは、例えば、産科とか小児科の医師は全国で何人いて、小児科の患者は何人いて、割り算をすると1人当たりの患者は幾らというのでは、少し実態がわからないので、ある程度病院ごとに医師の負担がどのくらいになるかというのがわかる形の集計を出していただいた方がいいのではないかと思います。一部は非常に過重労働のところがあるし、一部の診療所は全然はやらないということもあるかもしれないし、その辺がわかるような集計は工夫していただけないかと私は思います。

阿藤委員 やってみます。

竹内委員長 何か美添さんから御意見はありますか。

美添委員 ほぼ意見は出ているようですけれども、この調査で大事なのは、特に規模の大きな病院で高度な医療施設をどのように活用しているかという点だと思うのです。その背後には経営状況があるわけで、地域における医療を考えても、公立病院が経営の危機に瀕している地域もあります。高度な医療が可能になるためには健全な経営状況が前提になるわけですから、部会の課題として将来どのような方法でそのような項目を取り入れるかという検討をしていただきたいと思います。

個人的な研究として医療経済実態調査とリンケージをした分析例があるということですが、医療経済実態調査は、私の理解が間違っていなければ小さな標本調査であり、そこから実態を把握するのは無理があると思います。本体の基礎部分の回収率が下がる危険性を避ける工夫をすれば、特に規模の大きい病院等について経営状況と高度な医療と施設の関係はある程度明らかにできるのではないかと個人的には思っております。今回は無理にしても、将来どのような手段でこの目的を実現するかについての検討は、基本計画部会ではなく具体的な問題を審議している部会の方が適当だと思います。

吉川委員長代理 せっかくの機会ですし、厚生労働省の方もいらっしゃるので後学のために教えていただきたいのですが、現在我々は例えば医師の診療科別の偏在とか、地域的な偏在ということを議論しているわけですね。つい最近も、中央社会保険医療協議会でそういうことを踏まえて診療報酬の体系のようなことも行ったと認識しているのですが、厚生労働省では、どのような診療科にどれだけの医師がいるとか、あるいは地域別にどのように医師が偏在しているとか、そういう情報は当然整っていると思うのですが、その情報自体は、つまり医療行政の基になっている情報は、こうした公表統計とどういうふうに関係しているのか、あるいは関係していないのか。その点は大変初歩的なことなのですが、

教えていただけますか。

竹内委員長 どうぞお願いします。

厚生労働省 その問題につきましては、一つは指定統計調査である医療施設調査で把握をいたしております、それからもう一つ、病院報告という承認統計調査で把握をしております。それを基に、基本的にはいろいろな集計表、集計された結果を公表いたしております。

吉川委員長代理 病院報告というのは名前のとおり病院からの報告ということで、診療所は含まないということですか。

厚生労働省 名前は病院報告ですけれども、実態としては病院と診療所と両方ともです。

吉川委員長代理 それは全国のすべての包括的な病院、診療所の報告を求めているということですか。

厚生労働省 はい。

吉川委員長代理 ということは、まさに個票ベースで、そういう基本的な統計を通して、厚生労働省は、実態を把握しているということによろしいわけですね。

厚生労働省 はい。

吉川委員長代理 わかりました。どうもありがとうございました。

竹内委員長 今の病院報告というのは、どういう系統で報告されているのですか。

厚生労働省 病院報告は保健所経由です。保健所を設置している市とか、あるいは都道府県から厚生労働省というルートです。

竹内委員長 本省ではどこが扱っているのですか。

厚生労働省 病院報告は私どものところが扱っております。

竹内委員長 統計部局の方に入るわけですね。そうすると、そのデータとこの医療施設調査などのデータとのリンケージというのは行われていないのですか。

厚生労働省 すべてを今ここで答え出来なくて申し訳ないのですが、調べて次回にお答えしたいと思います。

竹内委員長 そういう報告のようなものは世の中にたくさんあって、それなりにそこにデータがあって、もちろんそれが完全なデータでないけれども、有益な情報も含んでいることはよくあると思うのです。やはり統計の相互チェックはされた方がいいのではないかという気がいたします。

厚生労働省 それは御指摘のとおりだと思いますので、心掛けていきたいと思います。

出口委員 この問題は個票とのリンケージの問題と今はとらえられているのですけれども、もう少し言えば、今回は、基幹統計と基幹統計調査というふうにわざわざ分けているわけですし、加工統計の問題ととらえて、広く集計量というか、こういう集計量やこういう政策量が必要だという加工統計の方から、個別の基幹統計調査の方にブレイクダウンする、あるいは、業務データの方にブレイクダウンする、という考え方であってもよいというか、その方が考え方がすっきりするような気がするのです。その辺りは阿藤先生の方の

ワーキンググループ、あるいは部会全体として、その整理の仕方としてはどういう形になるのでしょうか。

阿藤委員 ワーキンググループではまだ全然そこに議論がっていないので、今、何ともお答えのしようがありません。今のところ、まだ「人口・人口動態」統計の部分だけしか扱っておりませんので。

竹内委員長 何か御意見が廣松さんの方からございますか。

廣松委員 先ほど美添委員がおっしゃった点ですが、これは先ほどの特定サービス産業実態調査と同じ形で、この調査も23年の経済センサスと大きく関わりますが、とりあえず今回の部会審議は20年に行われる医療施設調査のことを念頭に置いています。委員の全員の方がおっしゃっているように医療の経済状況、あるいは経営状況を把握するということに関しては、恐らく一番近い将来で考えると経済センサスでどういうふうにとらえるかということになるのではないかと思います。

竹内委員長 確認だけですけれども、経済センサスは当然、医療も対象になるわけで、医療の事業所という意味で病院とか診療所も対象になるわけで、そこには当然、基本的な経営項目は入ってくることになるのでしょうかね。

廣松委員 そういう形で当然、調査票等を設計することになるとと思いますが、ただ、そこは具体的に検討してみないとわからないところがあると思います。

竹内委員長 それが無事にうまくいったとすれば、そのまま5年に1度はそれが経済センサスで出てくるということになると、その間の時点で何か調査を行う必要があるかどうかという問題があると思います。それから、もしそこで経済センサスが十分であるとしたら、例えば医療施設調査も一体どういう意義があるかという問題も起こってくると思いますが、それはやはり今後の検討課題ですね。

舟岡委員 私も経済センサスと医療施設調査が関連するとは思わなかったのですが、もし関連するとなれば、今回の医療施設調査の審議において、今後どういう形で医療施設調査を展開していくのかについても、十分御審議いただいた方が良いかと思います。

竹内委員長 医療統計全体をどうするかという問題があって、これはまだ当然ワーキンググループでも御議論いただくことになると思うのですが、そこに全部大問題を結び付けることを今度の審議の中でどこまでやっていただけるかということは、時間とかいろいろな問題もあると思いますが、視野としてはそういう方向をにらんでやっていただく必要があると思います。当面は今回の調査に対する審議だけだと思いますが、どうですか。部会ですぐ議論していただくのは難しいのではないかと思います。阿藤さんにお任せしますが。

阿藤委員 経済センサスなるものの形がまだよく見えないことはありますね。

それから、今の部会の構成を考えますと、専門委員のほとんどが医療関係の方なので、もちろん医療経済ということもありますけれども、必ずしも他の経済関係の調査に詳しいわけではないので、ちょっと部会では難しいかもしれません。ですから、先ほどから申し

上げているように、できればワーキンググループの議論になるのかなと思っております。

吉川委員長代理 委員長のお考え次第ですけれども、今日は御欠席なのでしょうか、井伊委員がいつも医療統計について非常に関心を持たれていて、御自身の研究分野も医療経済の分野なのでしょうか、井伊委員にこういう医療関連の統計について少し調べていただいて、一回基本計画部会で簡単に御報告していただくとか、そういうことがあってもいいのではないのでしょうか。

もう一つ、先ほどからお話を伺っていて厚生労働省の方にもう一度質問することになって恐縮なのですが、病院報告はある程度経営情報も報告の中に入っているということなのでしょうか。つまり、素朴に考えると、中央社会保険医療協議会では各診療科あるいは病院、診療所の経営情報がなければ診療報酬の改定を行うことが出来ないと思うのです。ですから、当然かなり詳細なそういう情報を厚生労働省がお持ちになっていることは間違いないと思うのですが、それは先ほどお話しになった病院報告が情報の源泉なのかどうか、あるいは違ったところにあるのか。

厚生労働省 手元に資料を持ってこなかったので申し訳ないですけれども、病院報告には余り経営関係の項目はなくて、医療経済実態調査の方で取っていたと思います。

吉川委員長代理 それを使われているということですね。

竹内委員長 私の理解するところによれば、医療経済実態調査の目的がそもそもそういうことのためにある。つまり、診療報酬や何かの基準を計算するためにあると理解していたのですが、それでよろしいですか。

厚生労働省 それは、まさにその審議のためにやっている調査でございます。

吉川委員長代理 それであれば、先ほどからのこちらで経営情報云々を聞く必要はないということですか。

竹内委員長 ところが、医療経済実態調査はそんなに規模が大きなくて、いわば典型的な例を取ればいいことなので、統計的にいわばアウトライヤーも含めて全部をカバーして調査しようという目的ではないと思うのです。

標本設計のことなどはよく知りませんから勝手なことを申し上げるわけですが、医療産業全体としての実態を統計的に把握するにはやはり医療経済実態調査では不十分だと私は思っています。そのデータでは必ずしも十分ではないですから、もう少しそれは拡充した方がいいでしょうというのが私の意見です。

吉川委員長代理 大分理解できました。どうもありがとうございました。

竹内委員長 それでは、まだこの部会の審議は続けていただくわけでありますから、阿藤部会長によろしく願います。

では、別の議案に移りますが、以前の基本計画部会で委員の方、特に吉川さんから御要望がございました諸外国における主要な統計に関する資料というものが総務省政策統括官から提出されていますので、これについて御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願います。

総務省政策統括官室 それでは、資料7をご覧いただきたいと思います。「諸外国における重要な統計の指定の状況」ということで資料を準備してまいりました。

1ページ目でございますようにアメリカ、カナダ、イギリス、それから3ページ目でフランス、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド、7か国の制度及び具体的な重要な統計として指定されているものについて調べてまいりました。

それから、お手元に少し分厚い資料でございますけれども、参考として「外国資料[資料7関連]」というものをお配りしていると思いますので、これも御参照いただきたいと思います。これは原文で恐縮でございますけれども、イギリスの国家統計の一覧。後で国家統計というのは御説明申し上げます。それから、イギリスの国家統計制度について、「Framework for National Statistics」というものと「National Statistics Code of Practice」というものも合わせて用意しております。それからフランスでございますけれども、フランスの統計調査プログラム、これはフランス語と英語と両方用意しております。それからニュージーランドのTier1と言われる官庁統計、それからアメリカの官庁統計、これらは具体的な統計あるいは指数等が記載された資料でございます。

それでは、資料7の方にお戻りいただきたいと思います。あらかじめ何点か申し上げさせていただきます。と思っております。

1点目は、諸外国における重要な統計の指定ということで調べたのですが、必ずしも日本の指定統計あるいは基幹統計の制度と類似している制度がないということですので、この表の項目立て自体に若干無理があるかもしれないということで、制度の違いということについて御留意いただいております。

2点目として、私ども必ずしも十分な資料を用意しておりませんで、今回新たに各国の統計部局に照会したものがあって、また回答をいただけていないというようなものもございますので、オンゴーイングというか、調査途中のものということで御理解いただきたいと思っております。

3点目ですけれども、今回調査するに当たりましては日本の指定統計あるいは基幹統計制度の議論において参考になる資料を、という宿題をいただいてやったわけですが、ここで調べたことが必ずしも目的、宿題の趣旨に合致しているかどうかということについて心もとないところもございまして、今回の資料で不十分なところがあればまた御指摘いただいて、それを踏まえて更に調査をやりたいと思っております。

前置きが長くなりましたが、それではアメリカから順次御説明させていただきたいと思います。

まずアメリカでございますけれども、統計制度としては分散型で、関係法令としてはセンサス法等がある。主な統計関係機関として商務省の一部局のセンサス局、調整機関として、OMB（行政管理予算庁）があるということでございます。

重要な統計の指定の有無ということでございますが、こういう指定制度はアメリカにはありません。ただ、OMBというところがペーパーワークリダクション法というような法

律に基づきまして、主として調査対象者の負担軽減という観点から調査の必要性あるいは重複があるかどうかといったようなことについて事前承認をするということになっておりまして、日本で言う承認統計調査と類似の制度がございます。

次のページでございます。今、申し上げましたように重要な統計を指定するという制度はございませんけれども、他方で、日本における、調査を指定統計あるいは基幹統計として指定することの大きな趣旨の一つとして、報告義務を課すということがあろうかと思えますけれども、アメリカの場合にはそういう指定制度とはリンクしない形で、センサス法によりましてセンサス局が実施する人口、住宅、失業、製造業、工業等のセンサスについては報告義務を課しているということになっております。

また1ページにお戻りいただきましてカナダでございます。カナダは集中型と言われていて、カナダ統計局が基本的に統計の作成を担っているということでございます。重要な統計の指定はございません。

2ページ目ですが、報告義務です。これはアメリカと同様、人口センサス及び農業センサスについて報告義務を課しているということでございます。

イギリスでございますけれども、今年の4月から新しい法律に基づく制度がスタートするというところでございますが、まず現行の方をご覧いただきたいと思えます。イギリスは分散型で、法律的にはセンサス法とか人口統計法とかがございます。それから、作成部局としてはONSがございます。

重要な統計の指定の有無でございますが、国家統計を指定するということになっております。国家統計の指定の基準でございますけれども、先ほど参考資料で御紹介いたしましたように国家統計のフレームワークあるいは国家統計の実施機関、実施規範、行為規範というようなところに指定する基準のようなものが書かれておりまして、それに基づいて指定されているということでございます。行為規範の中には妥当性、清廉性、品質、利便性等が記載されております。

具体的に指定されている統計でございますけれども、ONSが作成する統計はすべて国家統計として指定されておりまして、また各省大臣も所管の統計について国家統計を指定するという仕組みになっております。

2ページ目ですが、この指定の趣旨としまして、経済社会施策の立案をサポートするために正確、最新、包括的かつ重要な経済社会の実態を提供するというような趣旨から指定しておりまして、指定の効果ということでは重要な統計とみなされるということになっております。しかしながら、指定によって具体的な法的効果が発生するということはないという状況のようでございます。

それから、報告義務につきましては貿易統計法に基づきましてビジネス調査というものについて報告義務を課しているということでございます。それから、センサス法の対象の統計についても恐らく報告義務が課されているのではないかと思うのですが、今、調査中のところでございます。

また1ページに戻っていただきまして、イギリスの新しい制度でございますけれども、ここは国家統計局が統計委員会というふうになって、統計委員会の実施部局になるというような変更があったということでございますが、指定の関係では必ずしも大きな変化はないのではないかと考えております。ここもまだ必ずしも全体像がつかめているものではないと思いますが、指定の関係で申し上げれば現行法と同じようなものではないかと考えております。

それから、3ページ目はフランス、ドイツ、オーストラリア等でございます。

まずフランスでございますけれども、ここは分散型でございますが、統計関係機関ですが、経済担当大臣の下に国立統計経済研究所（INSEE）という実施機関がございまして、その実施機関の附属機関的なものとして国家統計情報委員会という諮問機関、CNISというものが設置されているということでございます。

重要な統計の指定の有無でございますが、ここでは指定制度があると整理しておりますけれども、細かいところで詳しく書いておりますが、日本の制度と趣旨が違うようでございまして、フランスの場合にはどんな統計が必要なのかということとを毎年審査しまして年次計画をつくるということと、その必要な統計の中で更に報告義務を課す統計というものをノミネートするという2段の指定といいたいまいしょうか、2段の審査が行われているということのようでございます。最初に政府が実施する統計について、その必要性、有用性あるいは品質について審査をする。それが計画に載せられて、その結果として実施の法的な根拠が与えられるということになるわけでございますが、その中で、更に報告義務を課すべきものについて、別枠で指定されるということでございます。

4ページにまいりますけれども、今、指定の趣旨・効果も合わせて御説明申し上げたのですが、指定に伴う報告義務というのは第1段階の指定では発生しないけれども、第2段階というのはまさに報告義務を課するための指定が行われているということでございます。

ドイツでございますけれども、ドイツは集中型ということで、連邦の統計については連邦統計局が集中的に実施しているということでございますが、指定制度があるかどうかということについては現在照会中で、これまでの資料によりますと指定の制度というのはないのではないかと考えておりますけれども、なお、念のため連邦統計局の方にこういう制度があるかどうかということとを照会しております。

それから4ページ目の報告義務でございますけれども、注書きにございますように報告が任意であることが明示されていない場合には報告義務が課せられるという制度になっているようでございます。

それから、オーストラリアは集中型でございますが、統計関係機関はオーストラリア統計局で、重要な統計の指定というものはやっていないということです。4ページ目の報告の義務の有無ですけれども、センサス及び統計法によりまして人口・住宅センサスについては報告義務があるということでございます。

最後でございますが、ニュージーランドです。これは分散型でございますけれども、指

定ということで Tier 1 という、第 1 層と申しますか、公的統計の中で特に重要なものという趣旨だと思いますけれども、Tier 1 という分類である一部の統計が指定されているということでございます。その指定の基準ですが、3 ページ目の下段の欄にございますように、政府の意思決定に重要なものとか一般の関心が高いもの、国際比較性を有するものといったような、我が国の新しい統計法とほぼ平行な形の指定基準が決められております。

4 ページでございますけれども、指定されるとそれは重要な統計とみなされるとということで、官庁統計システムの効率的な管理、あるいはその利用促進といったような観点から重要な統計をアイデンティファイするために指定するというところでございますけれども、指定に伴う直接的な法的効果はないということでございます。

なお、統計の報告義務につきまして統計法に基づきまして、指定の有無にかかわらず統計調査一般に報告義務があるということになっているようであります。

なお、ニュージーランドが Tier 1 という制度を導入したのは 2004 年ということで比較的最近のことのようでございます。

5 ページ目、6 ページ目は必ずしも指定制度ということではないのですが、報告義務が課せられているものはどんなものがあるかという観点からまとめたものでございまして、フランスを除きまして主としてセンサスに報告義務が課されている。ドイツ、ニュージーランドは結構広範な報告義務が課されているということなのではないかと思っております。

今、申し上げましたのがファクトベースのこれまで調べた外国の状況ということでございますけれども、冒頭に申し上げましたように日本の指定統計制度あるいは基幹統計制度に類似のものがないかと思っておりますが、強いて近いものが何かあるかということで申しますと、フランスの、5 ページ、6 ページに日本語訳でずらずと報告義務が課されている統計調査を並べておりますが、これらは、その必要性あるいは一定の品質が要求される統計の中で特に報告義務を負う統計ということですので、多少日本の指定統計にも近いのかなということと、それから最後に御説明しましたニュージーランドの Tier 1 というのもそんなものなのかと思っております。

それから、別添の資料でございますが、イギリスの国家統計一覧です。これは膨大なページのものでございまして、大変恐縮しておりますけれども、全体として数を数えるのがはばかれるほど多くて、300 から 400 くらいあるのではないか。かつ、統計のとらえ方も個別の表章単位あるいはその指数単位みたいな感じでとらえているということですので、必ずしも日本のように重要な統計をアイデンティファイするというような効果をねらったものではなくて、むしろこのような統計については国家統計としてきちんとした形で中立性あるいは公平性を維持し、かつ明確な形で世の中に公表していくということを宣言するような意味の制度かなというような感じで思っております。

それから、アメリカの官庁統計につきましてはホームページから抜粋したものでございまして、全体としてどんな統計があるのかというようなことをお調べになるときの参考にさせていただければと思っております。以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

私が知っていることだけ少し補足しますと、大分前ですが、ドイツに行って聞いたときに驚いたのは、統計については報告義務があることは当たり前で、義務があるということは当然それに違反すれば罰則がついている。そして、その罰則という中には、例えば何月何日までに報告しろといったときに、期限に遅れても既に罰則の対象になるということなのです。そういうことで、行政罰としての罰金は毎年定期的にかけているという話でありました。

それで私は驚いて、日本でそんなことをしたらたちまち大抗議が殺到するに決まっているものですから、ドイツは法律を守るということについて極めて几帳面な国で、法律をつくれば守らなければいけないということのようですので、国が決めて報告しろと言ったのに、それに報告義務がないなどということはそもそもあり得ないことだという発想のようであります。ですから、それは雰囲気の違いがあると感じたわけです。ニュージーランドも同じかどうかはよく知りません。

それから、フランスの調査は本当に驚くほどいろいろなものが入っていて、これは基幹統計の概念とは大分違いますね。ホテル売買における頻繁な訪問がどのくらいあるかという調査などがあったりして、少し見ただけでも非常にたくさんのいろいろなものが入っているので、これは基幹統計調査という考え方とはかなり違うと思います。

ただ、統計調査をすること自体に対する法的根拠をきちんとしなければいけないということは別の意味ではあって、ドイツでは特にその点は法律としてはかなり厳密に決まっているようです。国勢調査などは一つひとつの調査票の内容について法律として国会で通らないとできないという話で、それで一遍、緑の党がそれに反対したために国会は期限までに通らなくなったので国勢調査が期限内にできなくなった年があるということを知りましたので、一方ではそういう意味では厳密に法律で全部決めるという考え方もあるようで、そういうところは多分国によって考え方がかなり違うと思います。

もう一つ私がここで感じたことは、諸外国の状況を見ていると、余り参考にならないという気が率直にいたします。というのは、どこの国でも余り統計の体系を十分整理していないというのが現実ではないかと思しますので、逆に言えば日本で基幹統計、基幹統計調査というものの体系をしっかりと作って、それを基準にして統計をシステムティックに変えて粛々と改善していくことができるという体制をつくれれば、それは世界の模範になり得るだろうというくらいに思っております。せっかく資料を一生懸命出していただいても余り十分な参考にはならないかもしれないと勝手な意見を申しましたが、我々がそれだけ進歩しているというふうに御理解いただきたいと思っております。

それでは、何か御質問ございませんか。

農林水産省 今、諸外国の例が出たものですから、もしわかれば教えていただければと思います。農林水産統計について今、地方分権の議論が盛んになっておりまして、先生方には御案内のように農林水産省では出先機関において基本的にアウトソーシングを進めなが

ら調査をやっています。一方、他の省庁では、都道府県の統計部局がやっているという構造になっています。

そこで諸外国の例を見ますと、私どもがアメリカやイギリスを調べてみますと、アメリカの場合は農務省の職員が全国に配置されてやっているということであり、他の諸外国のDTIですとか、省の調査の実施システムといいますか、それは例えば州政府みたいなものを使っているのかとか諸外国の他省庁もやはり国がやっているのか。いずれにしろアウトソーシングということなのですが、その辺がもし事例でもおわかりになれば、先生方、あるいは統括官の方に教えていただければ大変ありがたいと思います。

竹内委員長 統括官の方で何かございますか。

総務省政策統括官室 すみません。私どもの方はそこまでの資料を持っておりません。

竹内委員長 私の理解するところによれば、ヨーロッパのことは余りよく知りませんが、少なくともアメリカでは連邦政府の仕事と州政府の仕事は明確に分かれていて、連邦政府の仕事を州政府にやらせるということはない。したがって連邦政府がつくる統計は完全に連邦政府の出先機関がつくるということになっているようです。ですから、センサス局などは全国的な調査員のための組織を持っていて、そこできちんと調査をやっています。もちろん国勢調査は別だと思えますし、全くセンサス局の職員だけでできるかどうかはわかりませんが、州政府は州政府でまた独自の統計調査をすることはあるようです。

ドイツなどで今はどうなっているか知りませんが、昔は連邦政府よりも州政府の方が強く、州政府が統計を集めていたということもあるようです。ですから、現状はどうなっているかよく知りませんので、これはそのうちお調べいただけたら調べていただければと思います。

それから、もう一つは国の統計を使うにしても、その統計を統計部局のシステムで使うのと、行政機構の中のシステムで集めるのとの違いがありますね。農林統計などはかなり行政部局のコースを通じてやっているところがあると思うのですが、例えば中国などは人口動態に関する統計は全部警察が持っているとのことで、国家統計局は公安から数字をもらうんだという話をしていました。もちろん人口センサスは国家統計局がやりますけれども、普段の動態統計みたいなものは全部公安からもらうという話もありましたから、その辺はいろいろと国によって制度が違うのではないかという気がいたします。

その辺も調べればいろいろとあるのですが、外国のことをそれほど参考にしなくても、我々は我々がいいと思うシステムをつくれればいいのではないかという気もしてきたので、お調べいただいても結構ですけれども、そういうことに余り時間を取ってエネルギーを使っていたくのもどうかと思います。

門間委員 余り参考にならないという結論だと仕方がないのかもしれませんが、やはり基幹統計とか指定統計というときに一番ポイントになるのは報告義務ということだと思います。今、竹内先生がおっしゃったように、例えばドイツでは報告義務が原則であるという話もありますけれども、ドイツでも任意であるという断り書きがある統計もある

わけですね。ですから、そもそもドイツも含めて報告義務が実態として強いという統計がどのぐらいの割合で存在しているのか。かつ、報告義務が実態として非常に強いという場合にどのぐらいの罰則がかかっていて、その結果としてどのぐらい回収率が高いのか。それは日本の指定統計と比べてどうなのかという辺りについて何か情報をお持ちでしたら教えてください。

総務省政策統括官室 ドイツについては先ほども申し上げましたように、現在照会中でございますので、わかれば今の御質問に回答させていただきたいと思っております。

なお、これは推測でございますけれども、これも先ほど申し上げましたようにドイツ連邦の統計制度というのは集中型でございますので、恐らく統計局が実施しているものは全部重要な統計なので、当然に報告義務を課すということを原則にした上で、これは報告義務を課さなくても手に入りそうだとしたようなごく例外的なものには報告義務を解除するというような制度になっているのではないかとはい思いますが、なお調べられる範囲で調べさせていただきます。

竹内委員長 罰則があっても、それがどれだけ適用されるかというのは国によって随分違うらしくて、日本でもきちんと罰則があるのですけれども、今まで統計法上の罰則が適用されたケースは一つもないのですか。一つはありますか。実際にそれで裁判になって有罪になったケースがあるかどうかは知りませんが、ほとんどないと思います。

実は、ドイツではそんなことは日常茶飯事で罰金を課しているという話を聞いて驚いて、ちょうど同じときにアメリカにも行って聞いたら、アメリカでも罰則はあるけれども、それを適用することは稀で、例えばセンサス局でも実際に起訴して有罪にして罰則を課した例は最近では一つしかなくて、それは単に調査に協力しなかつただけではなくて、調査に協力するなということ周辺に言って歩いて運動した人間がいたので、それについてはそういうことをしたと言っていましたから、罰則があっても本当に罰則がどれだけ適用されるかというのは国によってどうもかなり違うようです。

総務省統計局 外国の罰則の適用とか、申告義務の状況はどうかということについて申し上げますと、今、竹内委員長がおっしゃったとおり、かなりまちまちであるということだと思います。

それから、建て前として規定があっても、私なりに理解するところでは、実際には抜かざるの伝家の宝刀みたいな国の方が多いと思います。例えば、オーストラリアの方、それからニュージーランドの方と話をしたことがあります。それぞれ申告義務はあるけれども、実際は相当説得によっていて、最後にそういう規定があることがよりどころになっているとおっしゃっておられました。

例えば私どもの国勢調査などの場合も、日本でいきなり「罰則があります」、「申告義務があります」とやると非常に調査員とその対象の方との関係も悪くなるということがありますので、どうしても聞かれれば、「実はこうです」とかなり慎重に申し上げてきているというのがこれまでの経緯としてはございます。

ただ、やはり法的にはこうなっているということをもう少し、私どもも今後、前面に出していくことは必要だろうとは思いますが、かなり心理的な側面もありますので、法的なルールだけでは協力が得にくいところがありますので、そういうものをセットで考えていく必要があるかと思えます。

総務省政策統括官室 それから、今、委員長からお話ございました日本における過去の虚偽申告あるいは申告拒否違反の事例でございますけれども、7件ほどございまして、戦後間もなく農林水産関係で虚偽申告あるいは申告の忌避といったようなものがございまして。最近ですと、国勢調査のときに調査結果を改ざんしたとか、学校基本調査で虚偽申告をしたといったようなケースがございまして、今まで昭和22年から60年間で7件ということですから、ごくごく稀なものでございます。

竹内委員長 今回の国勢調査の件は、だれが行ったのですか。

総務省政策統括官室 多少、理解が不十分ですが、昭和55年に調査結果の改ざんということで、埼玉県の市制施行推進協議会の者が人口5万人の市制移行条件の人口層を上回るよう、同町内に勤める隣接町村居住者に同町内の職場において調査票の記入をさせ、世帯数を誤らせようとした疑いがあったものです。ただ、これは告発なしです。

その前に、昭和45年に調査結果の改ざんで北海道H町の町長、助役及び総務部長が共謀し、市制移行条件の人口3万人を確保したいとの理由から架空の者の調査票を作成して集計し、真実の世帯員が2万2,000名であるのに2万8,000名としたものといったような事例があります。

竹内委員長 つまり、地方公共団体が絡んだ話で、調査の対象となる人たちの不協力というような話ではないわけですね。

総務省政策統括官室 この件についてはその通りです。ただ、農林水産関係では何件かありました。

竹内委員長 農林水産関係は、多分戦争直後のまだ作物報告の頃ですが、その調査が供出のデータの基になるという話があったときに、それについて何か反対運動があって、それに対してアクションをしたということは十分あり得ると思います。

総務省政策統括官室 耕作面積を小さくするとかですね。

竹内委員長 それは供出に対する抵抗ですね。

内閣府経済社会総合研究所 幾つかのワーキンググループが開かれて、ひととおり私も参加させていただいたのですが、基本計画を策定することについて、やはりまだ我が国の中でも、それからこの基本計画部会の委員、我々を含めたオブザーバーの中でも、基幹統計というものと基幹統計調査というものをどういう形で位置付けるのかということについて、はっきりしたコンセンサスがないように思います。先ほどの議論をいろいろ考えると、その報告義務というものはあくまでも統計調査に関わる問題であって、基幹統計というところに法的義務が課されるわけではないわけですね。

そうすると、今日はもう時間がないのかもしれませんが、基本計画部会で基幹統計なり

基幹統計調査をどういうものと我々は考えてつくるかということのコンセンサスをやはり得ておく必要があるのではないか。それをやっておかないとばらばらになってしまって、最後のところでまた振出しに戻るみたいなことになりかねないので、是非お考えいただきたいと思います。

例えば、先ほどの医療統計などは一つの典型ですけれども、医療統計というものは非常に重要な基幹統計になり得ると思うのですが、その場合に基幹統計として漠然と医療統計と言っても非常に散漫な話で、医療統計という中で基幹として知らなければいけない情報は一体何なのか、例えば病院の所在であったり、病院のベッド数であったり、いろいろあると思うのですが、そういうものをきちんと見据えた上で、その項目を調査する統計がきちんと備わっているかどうかということが整理され、その結果、重複があれば重複を削ればいいですし、足りないものがあれば足りないものを補充するという形で、基幹統計調査の方が明確になってくるという形ではないかと思うのです。

例えば、SNAならばSNAというものは基幹統計になったわけですけれども、SNAは加工統計ですからその下に使っている調査統計は多数あります。それで、調査統計がたくさんあって、その調査統計のうち何がキーかを知らないとSNAの統計そのものをつくれないかということから、統計調査みたいなものを格付けていくという整理をどこかでやらなければいけないのではないかという気がしました。

吉川委員長代理 今の黒田所長の御発言に全く賛成なのですが、関連して今おっしゃった点について考えたいと思うのですが、まさに基幹統計と基幹統計調査を今回峻別することで、まずはその基幹統計の方について考えを少し述べたいと思います。

これは余り理屈をこねるより、要は重要な統計ということに尽きるのだらうと思います。それをもう少し具体的に言った場合、先ほど統括官から各国の制度を整理していただいたのですが、7、8か国の中では考え方の整理としては、これも統括官はちらっとおっしゃったような気がしますが、ニュージーランドのケースが我々の新しい統計法の下での考え方に比較的近いのではないかと私も思いました。

イギリスはたしか政府の政策というようなことだけがかなり前面に出ているわけですが、それも大切ですが、配っていただいた資料では2番目でしょうか、一般の関心が高いものということがあって、これはもとより統計がその時々流行に振り回される必要はないでしょうが、しかし、世の中で非常に高い関心を持たれていること、先ほど我々が議論した医療などというのはその典型例だと思うのですが、そうしたものについてきちんと統計情報を整備していくということだと思うのです。

そういうふう感じたわけですが、そのように考えていくと基幹統計というのをどういうものかと整理するとき、やはり私はとりあえずはユーザーの立場ということではないかと思うのです。つまり、いろいろな情報があるわけですが、統計情報について政府も企業も、それから更に個人も研究者も、主体はいろいろですけれども、そうした人たちが情報としてどういう情報が重要だと考えて、やはり知りたい、知る必要があると思っている

か。それを総称して仮に「ユーザー」と言いますが、そのユーザーの立場に立ってある程度整理、整備するのが一番手っ取り早いんじゃないかと思うのです。

そこでは、今回の我々の考え方では、加工統計ともとの調査を区別しないといいますが、加工統計でも基幹統計になるということですね。これも私流に整理すると、つくる方の論理というよりは、とりあえずは使う側がどれだけ重要かという立場に立つということ。調査であるか、その調査を踏まえた加工統計であるか、とりあえずは任意的といいますが、あるいは幾つかの調整、調査の合成物であったとしても、それはそれで別に一向に構わない。とにかくユーザーとして大事だと思う、重要だと思うということであれば、基幹統計ということになるのではないかと思います。

そういう観点からしますと、今日は参考資料の1枚紙を配っていただいていますけれども、現在の日本の指定統計というのはやはり整理されていないと思うのです。それで、これは整理されていないという点では、あれほど整理することが好きなフランスでもあれだけディスオーガナイズされているわけですから、別に我々は特に恥じ入る必要はないのかなと思いましたが、やはりもう少しここにあるような統計調査を整理していただいて窓口一本にさせていただくとか、そういうような形で基幹統計として、その基幹統計をつくるためにはどういう調査が必要かというのは別途あるかと思います。

具体的な統計を挙げさせていただいて恐縮ですが、例えば農林水産省では牛乳乳製品の統計というのが指定統計に入っているわけです。もとよりこうした調査も非常に重要な調査だと思いますが、ユーザーの立場に立つと、ほかの例えば国勢調査とか国民経済計算と並んで牛乳と言うと、やはり精粗といいますか、平仄が合っていないですね。ですから、例えば農業全体の統計としてこれを整理していただくとか、あるいは場合によっては省の名前で農林水産業の基本統計とするとか、これが、私の言っているユーザーという立場に立って少し統計を整備するというので、いずれにしても基幹統計調査とは区別されたところの基幹統計については、今、申し上げたとおりユーザーの立場に立って整理していくのがやはり一番いいのではないかと考えております。

竹内委員長 若干時間もございますし、今、黒田さんがせっかく問題提起をしてくださったので、そのことについて何かまだ御意見がございましたらもう少し伺ってもいいかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

舟岡委員 吉川委員がおっしゃるとおりなのですが、従来、指定統計の対象は統計調査にもとづく統計だけであったのを、今回の統計法改正で、加工統計、業務統計まで広げて基幹統計とした。これは基本的にユーザーの視点という観点で貫かれていたと思います。

第2次吉川委員会の検討の中で、基幹統計と言ってもその情報源によって相違していて、調査統計についての基幹統計と、業務統計あるいは加工統計についての基幹統計は法律の条文上も区分してとらえた方が良くはないかという議論がありました。業務統計や加工統計をどう定義するかは非常に難しいということもあって、そのような多少あいまいさの残る概念は避ける観点から、業務統計、加工統計という言葉は法律の条文からは消えた。

しかし、議論する過程で調査統計と業務統計・加工統計の両者を明確に意識して区別していたことは確かです。

と言いますのも、調査統計ですと報告義務の規律がかかり、他方、加工統計あるいは業務統計ですと情報の提供を求めることができるとの規定にとどまり、明らかに技のかかり方が両者で異なる。今後、議論する場合も法律の条文で明示はされていませんが、2種類の基幹統計については意識して区別して議論した方が、議論がかみ合うのではないかという気がしています。

内閣府経済社会総合研究所 若干、私は意見が違うのですが、加工統計、それからそれ以外の調査統計を母体にした基幹統計というのは、作成の仕方等々においては明らかに違いますし、区別はあり得ると思うのですが、せっかく統計法の中で基幹統計というジャンルの中にいわば調査から出てくる統計と、調査結果をいろいろ加工してつくっている統計と、両方が国民のニーズという観点から非常に重要であるとの観点から、基幹になる統計というものを定義しようとしたわけです。そういう意味では、そこを最初から区別すると、後を引くことになってしまうのだらうと思うのです。私は吉川委員の言われたように、ある意味では国民のニーズのどこに対応しているかということだらうと思います。

国民のニーズの中に、統計をつくる作成者のニーズもあれば、統計を使う政策的なニーズもあれば、分析者のニーズ、消費者のニーズ、マーケットのニーズ、いろいろあり得るわけで、そういうニーズから踏まえて、現代の統計体系として、こういうものは最小限捕えていなければいけないということをむしろ基本計画の中できちんと明記していただくと、そこからその統計をつくるための調査なり、行政記録なり、業務記録なりをどう使うのかということについて、報告義務を含めてきちんと守られなければいけない基準ができて、それぞれについてニーズに合うような基幹統計をどうつくるかという要請から、その下の調査についての要求がいろいろ出てくる。そういうものではないかと思うのです。

それで、私はこれもものすごく悩むのですけれども、将来例えば企業・事業所の母集団レジスターみたいなものを行政記録も含めてきちんとつくるということをやらなければいけないと思うのです。そうすると、そういう母集団レジスターそのものは基幹統計なのか。母集団レジスターという統計、そういうあるジャンルそのものが基幹統計として指定されるものなのか。これは統計調査ではありません。基幹統計として母集団をきちんと把握することが非常に重要で、それに基づいていろいろな事業所調査をやったり企業調査ができるということですから、そういう一種の統計体系の中での重要性という、統計を作成する側の、まさにニーズにこたえられるような統計をきちんと整備するという意味はあるんだらうと思います。これはいろいろ異論があって、それを基幹統計と呼ぶか呼ばないかは別として、そういうたぐいのももあり得るのではないかという気がしています。

竹内委員長 何かこの点について御意見はございますか。

総務省統計局 いろいろ御意見をいただいておりますが、私なりの感想を申し上げます。

1つは、吉川委員のおっしゃったような重要性に着目して基幹統計を指定していくとい

うお考えは、私は全くそのとおりだと思いますし、またユーザーの観点というのは非常に大事だと思いますので、その点は私も基本的には賛成です。

また、法文上も政策上重要、あるいは民間でも重要、または国際的に見ても重要という要件が挙げられておりますので、そういう視点は確かにそのとおりであろうと思います。

その場合にもう一つ大事なのは、法的効果が基幹統計に指定されることについて、どういふふうに及ぶかということも視野に入れていただく必要があると思うのです。先ほど来、話題が出ておりますように統計調査については申告義務があるとか、あるいは法定受託事務として地方に委託できるとか、いろいろなものがございます。そういう実利の面が相当ございますので、特に統計調査を実施する部局から見れば、これが基幹統計あるいは基幹統計調査になるか、またどういう手続きによって、どのタイミングでなるかというのは統計調査を行う上での死活問題にもなってくるということで、そういう実務面でも困らないような形で指定を考えていただくということが、併せて必要ではないかと思ひます。

それから加工統計ですが、これは統計調査のような申告義務といったようなものがなく、非常に緩やかな規定になっておりますので、これは基本的には重要度で指定していただくことが、また最終的には法的な根拠があるがゆえにその統計がよりよくなっていくというインセンティブが働くようなものになるようにという効果があるかと思ひますので、そのような観点から指定していただくということが、よろしいかと思ひます。

それからもう一点だけ申し上げますと、先ほど黒田所長がおっしゃったビジネスレジスターはどうかということです。これについては、たしか統計法には別途規定がございまして、事業所母集団データベースというものが基幹統計とは別のフレームで規定がございしますので、それは基幹統計ということではないということだと思ひのですが、むしろ統計法の規律にのっとってそれを整備していくということになるかと思ひております。

竹内委員長 私は、実は先ほど舟岡さんが言われたことに賛成しかねるところがあります。それは、やはり基幹統計は基幹統計というものであって、それを統計調査からつくった統計調査と業務統計とがあるというふうにして、そのところで切ってしまうのは余り賛成ではないです。

今日議論された例で言うと、例えば病院に関する統計が医療施設調査によるものと病院報告から得たものと両方データソースがある。それはそれで両方データソースがあって、それに基づいて医療施設統計か医療統計かどちらになるか知りませんが、そういうものをつくるので、それぞれの統計が基幹統計であって、医療施設調査統計が基幹統計で病院報告統計が別の基幹統計だと考えるというのには、私は余り賛成できない。それでは統計の体系ということがうまくできないのではないかと私は思ひます。

ただ、もちろん手続きは非常に大事だから頭から基幹統計を決めて、その下の方はそれに対応するちゃんと調査があるかどうかかわからないようなものを作ってはいけないというのはそのとおりです。ですから、どういうデータがあるかをきちんと固めた上でやった方がいいと思ひますが、やはり統計としてはどちらのソースによるかによって片方は統計

と呼び、片方は業務と呼ぶとか、そういう区別はしない方がいいと私は思っています。

特に、例えば今のレジスターの話で言いますと、レジスターそのものは統計ではないと思うのですが、そのレジスターからつくった統計は調査統計なのか、業務統計なのか、加工統計なのかというような議論は余りしなくていいんじゃないか。そこからできた重要な統計が基幹統計であれば、それは基幹統計でいいんじゃないかと私は思いますけれども、それはどうでしょうか。

舟岡委員 議論するとき、そのこのところを整理して意識して議論した方が混乱がないということです。基幹統計は重要な分野の統計であって、諸外国でも求めているように妥当性とか、正確性とか、それなりの要件を備えていなければいけない。これについてはいかなる情報源にもとづいた統計であっても共通だろうと思います。しかし、議論するときには、法律の条文にやはり忠実に従う必要があって、基幹統計を作成するための統計調査というのは基幹統計調査なのです。

したがって、先ほど委員長が例に挙げられた医療施設調査と医療経済実態調査を合わせて医療関係の基幹統計とすることについては私も大賛成です。その際は、本来ならば1本の統計調査として実施されるのが望ましくて、片や基幹統計調査で、片や医療経済実態調査は一般統計調査であるということは法律の条文を私が解釈する限りあり得ない。無理やり解釈するとすれば、これは2つの統計調査から何らかの加工という手続きをとって作成された基幹統計であるという解釈なら可能かもしれませんが、そういう無理な解釈までして基幹統計と基幹統計調査の関係を峻別するよりは、議論するときには統計調査による基幹統計であることを意識した方がスムーズに議論が進むだろうという趣旨です。

総務省政策統括官 基幹統計をめぐる議論につきましては法律の解釈論の話と、それから今の法律の解釈論を前提とした運用の在り方の議論、更には法律の解釈論を超えた立法論という3つくらいの議論のランク付けがあるかと思っております。

そういう意味で考えた場合に、私どもの方としましてはまずはその解釈論としてどのように今の基幹統計、あるいは基幹統計調査というものが位置付けられていて、また統計調査と業務統計、加工統計がどんな制度になっているのかということを中心にきちんと明らかにさせていただく必要があるのかなと、私どもも必ずしもきちんと説明しきれていないのかなという反省を込めて、そういうところを整理する必要があるということです。

それから、実際に具体の統計について何を基幹統計とするのか。それは、業務統計であれ、あるいは統計調査に基づく統計であれ、それぞれこういうものをすべきじゃないとか、あるいはこういう体系ですべきじゃないかということは、そこは解釈論を前提とした運用の話としていろいろ御議論があろうかと存じます。吉川先生がおっしゃられたことは、多分今の統計法に書いてあります国勢統計とSNAを除いた基幹統計についてはこれこれというふうに書いてあるものの、具体的な運用をどうしたらいいのか、そこはユーザーニーズを基本的に重視しながら運用していくべきではないかという御議論であって、法律の解釈論とも整合がとれた話ではないかと思っております。

それから、舟岡先生がおっしゃっているのは私のこの3つの分類で言えば、まずは解釈論をきちんとした上で議論しないと議論が混乱するのではないかという御趣旨だとすれば、全くそこはきちんとさせていただく必要があるんじゃないかと思っております。また、こういう議論につきましては抽象論で議論をしていきますとどうしてもそれぞれのイメージが違うというようなこともございますので、具体的なケーススタディなども踏まえながら御議論いただければいいんじゃないかと思っております。

最後に1つ、黒田先生がおっしゃったことと、ちょっと私の認識が違うのではないかと思っておりますのは、これは解釈論なのか、立法論なのかという議論があるのですけれども、黒田先生がおっしゃっているイメージというのは、SNAというのは基幹統計だということで、これは法律で書いてあるわけです。そうしますと、SNAをつくるために必要なさまざまな統計調査というのがあるわけですが、その中でSNAとの関係から見て重要なものを基幹統計調査とすべきではないかということだと思っております。

ただ、今の法律の仕組みが、今おっしゃったような解釈ができるような形になっているかということについてはもう少し精査する必要があると思っております。少なくとも立法の趣旨はまずはその基幹統計をつくるために直接それを目的とした統計調査が基幹統計調査ということだというような構造になっておりますので、例えばSNAのために工業統計調査というものが重要だということなので工業統計調査を基幹統計調査とするかという考え方で法律ができていくわけではなく、工業統計調査に基づくアウトプットたる工業統計が基幹統計かどうか、まずは工業統計というものが基幹統計かどうかという議論があって、そのための調査である工業統計調査は基幹統計調査だというような形になっております。SNAのために必要だからと言って、その統計が必ずしも基幹統計に値しなくても、結果としてはSNAに使われるから統計調査自体が基幹統計調査になるということには必ずしもならないのではないかと。その辺は、ちょっと整理させていただきたいと思っております。

竹内委員長 ちょっと黒田さんの御発言に誤解もあるのではないかと思うので、どうぞ。

内閣府経済社会総合研究所 是非その辺は整理していただきたいのですが、私は必ずしもSNAが基幹統計だから、SNAで何を一番重要と考えるからそれを基幹統計調査と指定しなければいけないという感じではなくて、SNAというのはいろいろな統計を使います。だけど、SNAが国民に対して与えるべき情報というのは、ここがSNAにとって非常に重要な情報の使命であるという項目というか、情報はあると思っております。

例えば、マクロのGDPというのを把握するというのが1つのSNAの大きなミッションだろうと思うのです。そのミッションとしてのGDPというデータを、国民に正確に適宜に把握し、報告するのが重要だというのが、SNAを基幹統計として指定したゆえんだと思うのです。

それができるような調査をどうやるかというのが問題で、もちろん基幹統計調査以外にいろいろな行政記録もいろいろな形で使いますし、それらを全部GDPにつながるから基幹統計にしると言ったら、全部基幹統計にしなければいけないのです。そういうものでは

なくて、その中で最も重要と思われるもの、それはこの委員会、基本計画の中で決めていただければいいことだというふうに私は思っております。

総務省政策統括官 統計調査ということではなくて、統計というレベルで考えたときに、ある統計が果たして基幹統計かどうかというときには、法律にございますように全国的な政策において重要なもの、あるいは民間が広く利用すると見込むものといったような判断の中で、例えばSNAに使われる統計であるということも一つの大きな判断要素になるのではないかと。黒田先生のおっしゃったことがそういう御趣旨だとすれば、それはそのとおりではないかと思っております。

ただ、統計調査の段階まで下りて、ある統計調査が基幹統計調査に該当するかどうかというときの判断基準がどこにあるかということ、その統計調査によってアウトプットとして出される、先ほどの例で申しますと工業統計がそれ自身として基幹統計かどうかという判断に基づいて工業統計調査が基幹統計調査に該当するかどうかというのが判断されるという意味でございます。

したがって、工業統計が基幹統計かどうかという判断をするための一つのファクターとして、SNAにも随分貢献する大事な統計なんじゃないかということは当然考慮の対象に入るのではないかと思います。そういう意味では、同じようなことを申し上げているのかなと思えます。

内閣府経済社会総合研究所 そうですね。同じことに結論的にはなるのかもかもしれませんが、その発想でいくと現在の統計の調査体系が大前提になってしまうと思うのです。

私は、まさにニーズに合わせる統計調査というのはどんどん時代とともに進歩する可能性があるんで、そういう調査がなければ統計調査を新たに起こしていかなければいけないし、発想していかなければいけない。そうだとしたら、やはりニーズがあって、そのニーズにこたえられるような調査をどうやるかということが問題で、その調査に対応するものがニーズに的確にこたえられていれば、まさにそれを基幹統計として格付けをするという話だろうと思うのです。結果的には同じことになるかと思えます。

竹内委員長 結果的にはそう変わらないかもしれませんが、結局基幹統計ということを考えるときはニーズの方向から考えて、基幹統計調査と言えればある意味ではサプライサイドの方から考えるということだと思うのです。

ただ、それはもちろんちゃんと密接に結び付いていなければ意味がないので、どういう統計をつくるのかわからずにただ調査をやってもしょうがないし、逆に言うとどういう効果、データが得られるかもわからないのに統計のニーズだけで指定しても仕方がないと思います。

ただ、やはりそのところで2つは区別しておいた方がいいという気がするのは、例えば統計調査だけからつくる基幹統計であっても、1つの基幹統計をつくるのに別の統計調査をしなければならないということは、いろいろな事情によってあり得ると思うのです。そのときに、別々の調査でやったものは全部別の基幹統計にするというのは、私は非常に

まずいと思います。

さっき舟岡さんがお出しになった例で言えば、医療施設調査と医療経済調査とは必ずしも一緒に調査できるかどうかはわからないんです。だけど、そのときに別々の統計調査をやったら、これは別々の統計だということをおっしゃりたいわけではないのでしょうか。

舟岡委員 はい。

竹内委員長 それならばそんなに意見は変わらないのではないかと思うのですが、私の場合によっては例えば病院報告というのは業務データもまた別の統計ソースとして付け加えてもいいんじゃないかと思っているだけの話ですから、舟岡さんが一つの基幹統計は必ず特定の基幹統計調査と結び付いていなければいけないだと主張されているのではないとすれば、そんなに意見は変わらないかと思います。

例を挙げると、薬事工業生産動態統計調査というのはもともと厚生労働省の管轄で、それはほかの経済産業省の対象になっている生産動態統計とは違うわけですね。だけど、だからこれはこちらの薬事統計生産動態というものが一つの別の基幹統計だというふうにはしなくてもいいでしょう。そういうことで、その辺が確認されればそんなに意見は違わないかなという気がします。

舟岡委員 一言で言いますと、一般の人のわかりやすさの観点に立って基幹統計の範囲を定めるべきなのでしょう。わかりにくくしてまで基幹統計を幅広く設定するとかえって混乱を招くことは確かだと思います。

竹内委員長 そういう御注意ならばそれはわかりますが、私が言っているのは逆に狭くし過ぎても非常に使いにくくなる。利用者が一番わかりやすく、理解しやすい形で基幹統計の体系をつくるということであれば、そこは余り御意見に差がないのではないかと思います。

大守部会長代理 これは結構難しい問題だと思うのですが、幾つか制約があって、この3つの点は多分皆さん同意されているのではないかと思います。

1つ目は法律の条文に即していなければいけないということで、指定をするのは基幹統計であって基幹統計調査ではない。それから、基幹統計の指定に当たっては、たしか私の記憶では関係大臣と協議をしなければいけない。ということは関係大臣がいないものや、関係省庁がやろうという体制になっていないものはなかなか指定しにくいことがある。

2つ目の点は、一方でやはり体系が重要であって、どうあるべきか。まさに吉川委員がおっしゃったニーズということで、その点を忘れて既存のものだけを対象にして指定をすることになってしまえばいけないということで、常にどうあるべきかということを考えながらやっていかなければいけないということだと思います。

それから、3つ目は、報告義務というようなことを考えれば基幹統計調査の調査票には、「これは基幹統計調査ですよ」というようなことは書いていないといけないだろうという現実的な要請というものもあると思います。こうした3つの要請を満たす案というものは

考え得るのではないかと考えております。以上です。

竹内委員長 いろいろ御意見があるかと思うのですが、もうそろそろ時間が過ぎましたので、この議論はそろそろ切り上げさせていただこうかと思えます。それで、実際の基幹統計の指定に関する御議論はワーキンググループで案をいろいろ固めていただくことにいたしまして、とりあえずこの場はこれで御議論を終わらせていただきます。

それでは、これで本日の議題はおしまいにしたいと思うのですが、次回の日程等について事務局から御連絡をお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 次回ですが、3月10日月曜日15時から17時、基本計画部会との合同開催で統計委員会を開催いたします。この会議室の同じ場所です。また、詳細につきましては正式な開催通知をもってお知らせします。

それから、前回の統計委員会で委員の方から、統計委員会のホームページに統計に関する意見募集の欄を設けたらどうかという御意見がありまして、それを今週中にも設ける予定です。(寄せられた意見については、)適宜、事務局で取りまとめて、委員の皆様にも配布をさせていただきたいと思えます。

それから、最後に基本計画部会の各ワーキンググループにおきまして、基本計画案の策定に向け調査審議を行っているところです。各府省の皆様にも資料作成等の関係でいろいろとお手数をおかけしているところでございますが、各ワーキンググループごとにそれぞれ特に調整をとって動いているわけではないので、作業依頼がだらだらと五月雨式にいつているということもありますが、その辺はどうか御了承いただければと思えます。以上です。

竹内委員長 それでは、どうもありがとうございました。本日の会議はこれで終わりにさせていただきます。